

千住大川端地区（A工区）開発における道路整備に関する負担協定

（令和8年度 土壌汚染対策等工事）

足立区（以下「甲」という。）、東京製鐵株式会社（以下「乙1」という。）、岡田商事株式会社（以下「乙2」という。）及び東武鉄道株式会社（以下「乙3」といい、乙1、乙2と併せて「乙」という。）は、甲乙間で令和6年11月27日付けで締結した「千住大川端地区（A工区）開発における公共施設に関する基本協定書」（以下「公共施設基本協定書」という。）第6条及び令和7年5月14日付けで締結した「千住大川端地区（A工区）開発における公共施設に関する変更基本協定書」第1条に基づき、公共施設基本協定書別紙において負担区分を甲とする業務及び工事について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千住大川端地区（A工区）における甲が行うべき公共施設整備（以下「公共施設整備」という。）について、令和8年度における業務及び工事の内容、費用負担等を定めることを目的とする。

（業務及び工事内容）

第2条 令和8年度における公共施設整備の業務及び工事（以下「本業務等」という。）は、公共施設基本協定書別紙に定める道路工事に関連して別図に示す箇所（甲が令和6年度に実施した土壌汚染調査にて土壌汚染があった範囲のうち、令和7年度までに対策等工事を実施した区域を除く範囲）の土壌汚染対策等工事（同工事に係る地中障害物撤去等の間接工事を含む）及び土壌汚染対策等工事に伴う関係法令等に基づく手続とする。

2 本業務は、業務を効率的に執行するため、乙が実施するものとし、具体的な実施内容については、事前に甲と協議の上決定し、これを行うものとする。

（費用負担）

第3条 本業務等のうち、公共施設基本協定書別紙において甲の負担区分と定めたものについては、甲が費用を負担するものとする。

2 前項に基づき甲が負担する金額の上限については、別紙の負担額算定調書のとおりとし、具体的な甲の負担額は、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

（発注）

第4条 乙は、本業務等を実施するにあたり、第三者との間で請負契約、業務委託契約その他の業務の実施に係る契約を締結する場合は、原則として競争入札に付す方法により、契約先を選定するものとする。

2 乙は、前項の方法により難しい場合は、甲と協議し、合理的理由があると甲が認めるときは、他の方法によることができるものとする。

3 乙は、前2項の規定により乙が第三者と契約を締結するにあたり、本業務等及びこれに関連する部分について、甲に対し、発注内容を事前に通知し、甲の承諾を得た上、発注するものとする。

(契約関係資料の提出)

第5条 乙は、前条の規定により第三者と締結した契約について、契約書の写し等の資料を、甲へ速やかに提供するものとする。

(適用基準等)

第6条 乙は、本業務等を実施するにあたっては次の各号に掲げる関係法令等を適用し、これにより難い場合は、区の指示に応じるものとする。

- (1) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (2) 土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）
- (3) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
- (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）
- (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）
- (6) 東京都土壤汚染対策指針（平成31年東京都告示第394号）
- (7) 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壤環境課制定）
- (8) 汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壤環境課制定）
- (9) 汚染土壌の処理業に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壤環境課制定）
- (10) 建設発生土利用技術マニュアル（土木研究所編著）
- (11) 建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（土木研究所編著）
- (12) 土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引（東京都環境局環境改善部化学物質対策課制定）
- (13) 東京都土木工事標準仕様書（東京都建設局制定。以下「標準仕様書」という。）
- (14) 土木材料仕様書（東京都建設局制定）
- (15) 建設局材料検査実施基準（東京都建設局制定）
- (16) 土木工事施工管理基準（東京都建設局制定）
- (17) 工事記録写真撮影基準（東京都建設局制定）
- (18) 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都制定）
- (19) 東京都建設泥土リサイクル指針（東京都制定）
- (20) 標準構造図集（一般土木編）（足立区都市建設部制定）

2 前項第13号に規定する標準仕様書の適用にあたっては、標準仕様書の中で「東京都」とあるものは「足立区」と読み替えるものとする。

3 乙は、本条に関し、甲が必要とする書類について、提出を求められた場合は、別途作成し、速やかに提出するものとする。

4 乙は、本業務等が前各項に定める関係法令等及び適用基準等に基づき適正に実施されているかを監理しなければならない。

5 甲は、乙の報告に基づき、前項の監理状況の確認を行う。

6 前2項において、第1項各号に掲げる事項への違反又はその恐れが認められた場合、乙は速やかに是正措置を講ずる等、適切に対応しなければならない。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和9年3月31日までとする。

2 乙は、本業務等について、この協定期間内に完了させるものとする。

(進捗状況の報告と確認)

第8条 乙は、本業務等の実施にあたり、適切な進捗管理を行う義務を負うものとし、甲の求めに応じて本業務等の進捗状況の報告を行うものとする。

2 甲は、乙に必要な指示をすることができるものとする。

3 乙は、この協定の施行中、本業務等に係る資料等の提出を甲に求められた場合は、速やかに提出するものとする。

(完了図書)

第9条 乙は、次の書類を作成し、甲に提出するものとする。

(1) 工事記録写真等の工事関係書類

(2) 土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引により、作成した書類

(3) 東京都等の行政機関が提出を求める書類

(4) その他甲が必要に応じ提出を求めるもの

(完了検査)

第10条 乙は、本業務等の完了後、遅滞なく、前条に定める書類及び完了報告書により本業務等の完了を甲に報告し、完了検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の完了検査において甲から指摘を受けたときは、直ちにこれを是正しなければならない。

(負担費用の支払)

第11条 前条の完了検査が終了したときは、甲は、乙の請求により、第3条第2項により甲乙が別途協議して定めた負担額を支払うものとする。この場合において、乙の甲に請求するそれぞれの金額の割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乙1 58.01%

(2) 乙2 37.80%

(3) 乙3 4.19%

2 甲が前項の請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に、負担額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合以外に、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(損害の負担)

第13条 甲及び乙は、この協定に違反し、又は自己の責めに帰すべき事由により相手方

に損害を与えたときは、相手方に対しその損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずこの協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 正当な理由なくこの協定に基づく義務を履行しないとき。

(2) この協定を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

2 甲又は乙が前項の規定により、この協定の解除を行った場合は、生じた損害をその相手方に請求することができるものとする。この場合において、この協定の全部又は一部を解除された相手方は、解除により相手方に生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(協定の変更)

第15条 この協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(行政上の手続等)

第16条 この協定の履行に伴い必要となる行政上の手続及び第三者との協議は、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

(苦情等の処理)

第17条 この協定に伴う第三者からの苦情等については、その都度甲乙協議の上、処理するものとする。

(代理人の選定等)

第18条 乙は、本協定第6条、第8条から第10条、および第16条から第17条に定める自己の責務を履行するため、自己の費用と責任において、代理人（以下「乙代理人」という。）を選定することができる。この場合において、乙代理人が本協定に基づき乙として行う一切の行為および不作為は、乙自身の行為および不作為とみなす。

2 乙は、前項に基づき乙代理人を選定したとき、または乙代理人を変更もしくは解任したときは、遅滞なく甲に対してその旨を書面により通知しなければならない。当該書面による通知が甲に到達するまでの間、乙は、乙代理人の選定、変更または解任を甲に対抗することができない。

3 乙代理人は、第4条第1項により契約を締結した第三者以外のものでなければならない。

(その他)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以下余白

以上、協定締結の証として本書4通を作成し、各々記名押印の上、その1通を保有する。

令和8年7月29日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
足立区長 近藤 弥生

乙1 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号
霞が関東急ビル
東京製鐵株式会社
取締役社長 奈良 暢明

乙2 東京都墨田区両国一丁目11番5号
岡田商事株式会社
代表取締役 岡田 治弘

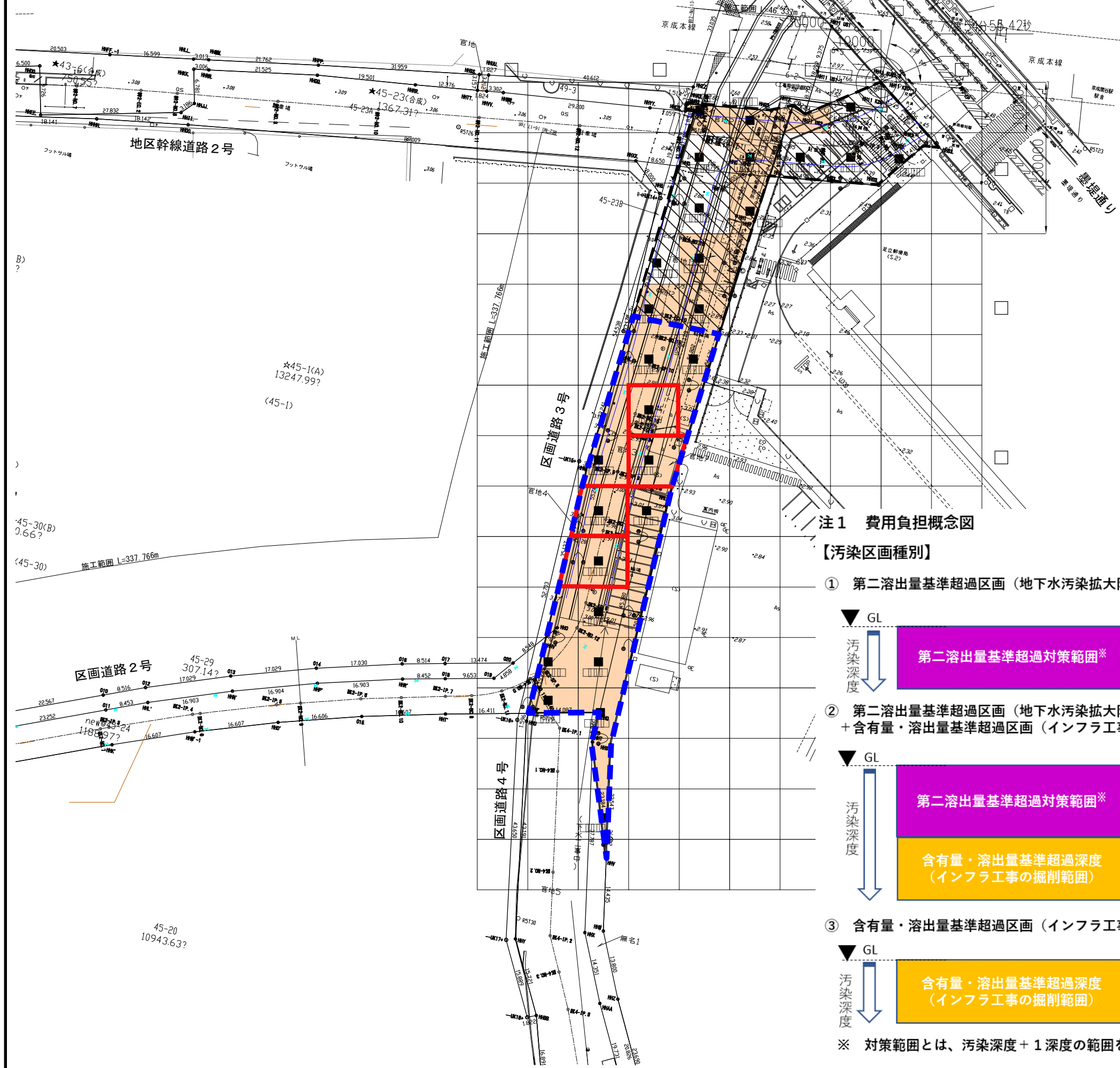
乙3 東京都墨田区押上一丁目1番2号
東武鉄道株式会社
生活サービス創造本部 沿線価値創造統括部
用地開発・分譲事業担当 部長 尾形 浩

負担額算定調書

(単位：千円)

実施者	費用負担予定者	業務内容	費用負担額（上限額）
乙	甲	土壌汚染対策等工事	350,000
		小計	350,000
		合計	350,000

土壌調査結果重ね図 S=1:400 (800)

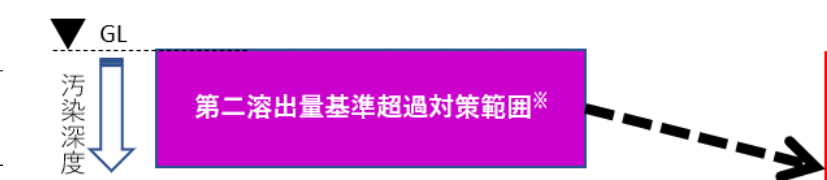


- 令和7年度までに対策等工事実施済
- 令和8年度に対策等工事実施予定箇所
- 第二溶出量基準超過区画
- 基準不適合区画
- 土壌調査地点
- 区画統合

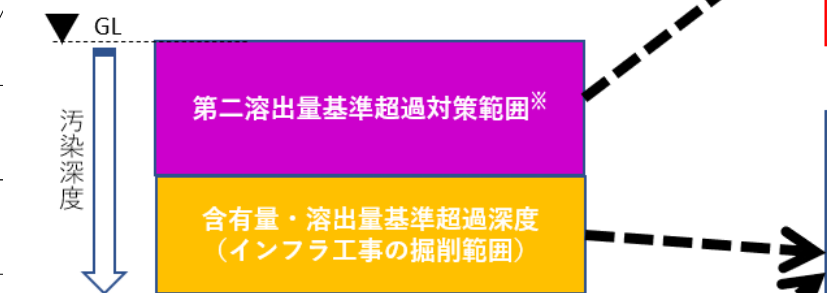
注1 費用負担概念図

【汚染区画種別】

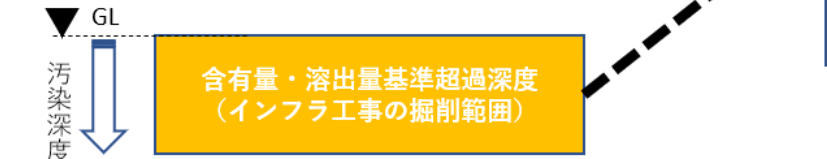
- ① 第二溶出量基準超過区画（地下水汚染拡大防止区域）



- ② 第二溶出量基準超過区画（地下水汚染拡大防止区域）
+ 含有量・溶出量基準超過区画（インフラ工事掘削範囲）



- ③ 含有量・溶出量基準超過区画（インフラ工事掘削範囲）



※ 対策範囲とは、汚染深度+1深度の範囲をいう。

【費用負担区分】

